

旅館業施設の構造設備の基準等について

		旅館・ホテル営業	簡易宿所営業	下宿営業
客室	客室数	1室以上	1室以上 ※ただし多数人で使用する客室面積が、客室全体面積の2分の1を超えていること	1室以上
	床面積	7平方メートル以上(寝台を置く客室にあつては、9平方メートル以上)	(1)客室の延床面積は33㎡以上(宿泊者の数を10人未満とする場合には、3.3㎡に当該宿泊者の数を乗じて得た面積)以上であること (2)1客室当たりの床面積は、4.8平方メートル以上であること。ただし、収容定員を10人未満として申請がなされた施設については、この限りでない。	7平方メートル以上
	収容定員	客室ごとに宿泊者1人につき有効面積3.3平方メートル以上	客室ごとに、宿泊者1人につき有効面積1.65平方メートル(収容定員を10人未満として申請がなされた施設にあつては、3.3平方メートル)以上	客室ごとに、宿泊者1人につき有効面積3.3平方メートル以上
	構造	(1)自然光線を十分に採り入れることができる窓を設けること (2)客室を壁、ふすま、板戸等により区画していること (3)出入口、窓、他の客室との間は、施錠できること(ただし、簡易宿所営業は除く。)		
		当該施設から客室又は客の接待をして客に遊興若しくは飲食をさせるホール若しくは客に射幸心をそそるおそれがある遊技をさせるホールその他の設備の内部を見通すことを遮ることができる設備を有すること ※その設置場所が法第三条第三項各号に掲げる施設の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。)の周囲おおむね百メートルの区域内にある場合	(1)階層式寝台を有する場合には、上段と下段の間隔は、おおむね1m以上であること (2)階層式寝台は、2層までとする	
玄関帳場その他これに類する設備を有する場合	次のいずれをも満たすこと (1)客の出入りを容易に見通すことができる場所に設けられていること (2)受付台は、宿泊手続等をとるのに十分な広さを有し、及び客との面接に適した構造であること			
玄関帳場又はフロントに代替する機能を有する設備の場合	次のいずれをも満たすこと (1)事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のため、宿泊者の求めに応じておおむね10分程度で駆けつけることのできる管理事務所等を設けること (2)管理事務所等において営業者自らが設置したビデオカメラ等により、宿泊者の本人確認や出入りの状況の確認を常時鮮明な画像により実施できること (3)外部から見やすい場所に施設名称、許可番号、管理事務所等の連絡先を掲示すること (4)宿泊者名簿の正確な記載、客室の鍵の宿泊者との適切な受渡しを可能とする設備を備えていること			
換気、採光、照明、防湿及び排水	(1)窓等により、適切に換気及び防湿を図ること (2)窓等からの採光及び照明設備により、宿泊者の安全衛生上及び業務上の必要な照度を満たすこと			
掲示物	(1)善良の風俗が害されるような文書、図画その他の物件を旅館業の施設に掲示し、又は備え付けないこと (2)善良の風俗が害されるような広告物を掲示しないこと			

旅館業施設の構造設備の基準等について

	旅館・ホテル営業	簡易宿所営業	下宿営業
入浴設備	当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障を来さないとい認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備を有すること		
浴室及びシャワー室並びに脱衣室	<p>(1)浴室及び脱衣室は、壁等で区画され、外部から見通すことができない構造であること</p> <p>(2)浴室等の床は、不透水性の材料で造られ、及び汚水を停滞させることなく排出することができる構造であること</p> <p>(3)原湯を貯留する貯湯槽を設置する場合は、貯湯槽内の原湯を摂氏60度以上に設定できる設備を有すること(無い場合、原湯を消毒する設備を有すること)</p> <p>(4)循環ろ過装置を設置する場合は、浴槽の容量に応じた十分なる過能力を有するものとする</p> <p>(5)循環ろ過装置を設置する場合は、浴槽水が循環ろ過装置に入る前の位置に集毛器を設置すること</p> <p>(6)あふれた浴槽水を回収し、それを再び浴用に供しない構造とすること</p> <p>(7)浴槽内には、上がり湯の設備を設けること</p> <p>(8)打たせ湯及びシャワーは、原湯又は原水を用いる構造であること</p> <p>(9)気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の水中に気泡を発生させることにより空気中に微小な水粒を発生させる設備を設置する場合は、当該設備の空気取入口から土ぼこりが入らない構造とすること</p> <p>(10)共同用の浴室等及びこれに付設する脱衣室を設ける場合は、男女別に利用でき、施設の収容定員に応じた適当な広さを有すること</p> <p>(11)熱気室、蒸し室等の構造設備の基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>ア 適当な位置に換気口を設けること</p> <p>イ 入浴者の見やすい位置に利用の基準となる温度及び湿度を表示し、熱気室、蒸し室等の内部には、入浴者の見やすい位置に温度計、必要に応じ湿度計を備えること</p> <p>ウ 適当な位置に窓その他の室内を容易に見通すことができる設備を設けること</p> <p>エ 入浴者の見やすい位置に禁忌症その他入浴者が注意すべき事項を表示すること</p>		
共同用の洗面設備 (給水栓数)	<p>施設の定員に応じた適当な数の給水栓を設けること</p> <p>【参考】給水栓数＝(定員／15)×2</p> <p>※小数点以下は切り上げ</p> <p>※洗面所付客室の収容定員は算定に含めない。</p>		
便所	<p>(1)流水式の手洗い設備を設けること</p> <p>(2)共同用の便所は、宿泊者等の利用しやすい位置に設けること</p> <p>(3)共同用の便所には、適当な数の便器を有すること</p> <p>(4)共同用の便所には、男子用及び女子用の区別があること。ただし、定員(便所を付設する客室の定員を除く。)が5人以下の場合は、この限りでない。</p> <p>※簡易宿所営業の多数人で利用する客室の便所は共同用便所とみなす。</p>		
食堂	食堂を設ける場合は、宿泊者の需要を満たすことができる適当な広さを有すること		
寝具	宿泊者の定員に応じた十分な数の寝具を備えること		
寝具保管庫	寝具を収納する押入れ又は保管室を設けること		
宿泊者名簿	<p>(1)次に掲げる場所に、作成の日から3年間保存すること</p> <p>ア 旅館業の施設</p> <p>イ 営業者の事務所</p> <p>(2)宿泊者名簿に記載する事項は、次に掲げるものとする</p> <p>宿泊者の氏名、住所、年齢、宿泊年月日、連絡先、宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人であるときは、その国籍及び旅券番号</p>		
宿泊拒否の理由等の記録	宿泊を拒んだ理由、その日時、拒否された者及びその対応に係る責任者の氏名、宿泊を拒むまでの経過の概要等を記録し、3年間保存すること		